

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	児童育成手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、児童育成手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童育成手当に関する事務
②事務の概要	目黒区児童育成手当条例に基づき、児童育成手当受給者(申請者)・配偶者の住民基本台帳情報・所得情報等を審査し、児童育成手当の受給認定・手当額決定・資格喪失決定等を行う。これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、住民記録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 児童育成手当認定請求者からの認定請求書の受理 2 児童育成手当受給者からの各種届出書の受理 3 認定請求書、各種届出書に基づく受給資格認定 4 児童育成手当の支払い、過払い金の返還請求 5 目黒区から他自治体等への住民基本台帳情報、住民課税情報等の照会
③システムの名称	児童育成手当システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童育成手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法(※1)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第27号)別表の1の項 ・委員会規則(※2)第3条に基づく届出書番号1及び7 ・準ずる法定事務の番号法別表第一第56項及び第67項 ・準ずる法定事務の主務省令(※3)第29条及び第38条 ※1 番号法:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 委員会規則:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報に関する規則。以下同じ ※3 主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 実施しない。 【情報照会】 ・番号法第19条第9項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年規則60号)第2条及び第11条第23号 ・委員会規則(※1)第3条に基づく届出書 届出書番号1及び7 ・準ずる法定事務の番号法別表第二第73項及び第84項 ・準ずる法定事務の主務省令(※4)の該当条項 ※4主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子育て支援部子育て支援課手当・医療係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援部子育て支援課手当・医療係 電話番号(直通)03-5722-9645

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	これらの業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。	これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。	事前	
平成29年1月6日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年7月18日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 唐牛 順一郎	子育て支援課長 篠崎 省三	事後	
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年12月12日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 篠崎 省三	子育て支援課長	事後	
平成30年12月12日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年12月12日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月10日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月10日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月10日	IV リスク対策	-	項目新設による追記	事後	
令和1年11月29日	評価書名	児童育成手当に関する事務	児童育成手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年11月29日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第1	・番号法(※1)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第27号)別表の1の項 ・委員会規則(※2)第3条に基づく届出書番号1及び7 ・準ずる法定事務の番号法別表第一第37項及び第47項 ・準ずる法定事務の主務省令(※3)第29条及び第38条 ※1 番号法:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 委員会規則 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報に関する規則。以下同じ ※3 主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和1年11月29日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<照会> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条及び第3条 <提供>・情報提供は行わない。	【情報提供】 実施しない。 【情報照会】 ・番号法第9条第8項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年規則60号)第2条及び第11条第23号 ・委員会規則(※1)第3条に基づく届出書 届出書番号1及び7 ・準ずる法定事務の番号法別表第二第57項及び第67項 ・準ずる法定事務の主務省令(※4)の該当条項 ※4主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための暗番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和1年11月29日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月29日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	
令和1年11月29日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取 扱の委託	【○】委託しない	【 <input type="checkbox"/> 】委託しない	事後	
令和1年11月29日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取 扱の委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	【 <input type="checkbox"/> 】	【十分である】	事後	
令和1年11月29日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	【○】自己点検 【 <input type="checkbox"/> 】内部監査 【 <input type="checkbox"/> 】外部監査	【○】自己点検 【○】内部監査 【○】外部監査	事後	
令和2年9月18日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月18日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 実施しない。 【情報照会】 ・番号法第9条第8項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例施行規 則(平成27年規則60号)第2条及び第11条第 23号 ・委員会規則(※1)第3条に基づく届出書 届出 書番号1及び7 ・準ずる法定事務の番号法別表第二第57項及 び第67項 ・準ずる法定事務の主務省令(※4)の該当条項 ※4主務省令:行政手続における特定の個人を 識別するための暗番号の利用等に関する法律 別表第二で定める事務を定める省令(平成26 年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供】 実施しない。 【情報照会】 ・番号法第19条第9項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例施行規 則(平成27年規則60号)第2条及び第11条第 23号 ・委員会規則(※1)第3条に基づく届出書 届出 書番号1及び7 ・準ずる法定事務の番号法別表第二第57項及 び第67項 ・準ずる法定事務の主務省令(※4)の該当条項 ※4主務省令:行政手続における特定の個人を 識別するための暗番号の利用等に関する法律 別表第二で定める事務を定める省令(平成26 年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年12月16日 時点	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年12月16日 時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和4年12月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和4年12月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事 務	団体内統合宛名システム	共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能 (予定)	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法律上の根拠	・番号法(※1)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(平成2 7年条例第27号)別表の3の項 ・委員会規則(※2)第3条に基づく届出書番号3 及び17 ・準ずる法定事務の番号法別表第一第37項及 び第45項 ・準ずる法定事務の主務省令(※3)第29条及 び第36条 ※1 番号法:行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 委員会規則 行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく特定個人情報に関 する規則。以下同じ ※3 主務省令:行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法 律別表第一で定める事務を定める省令(平成2 6年内閣府・総務省令第5号)	・番号法(※1)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(平成2 7年条例第27号)別表の3の項 ・委員会規則(※2)第3条に基づく届出書番号3 及び17 ・準ずる法定事務の番号法別表第一第37項及 び第45項 ・準ずる法定事務の主務省令(※3)第29条及 び第36条 ※1 番号法:行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 委員会規則 行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第九号に基づく特定個人情報に関 する規則。以下同じ ※3 主務省令:行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法 律別表第一で定める事務を定める省令(平成2 6年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	03-5722-9864	03-5722-9645	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法(※1)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第27号)別表の1の項 ・委員会規則(※2)第3条に基づく届出書番号1及び7 ・準ずる法定事務の番号法別表第一第37項及び第47項 ・準ずる法定事務の主務省令(※3)第29条及び第38条 ※1 番号法:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 委員会規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報に関する規則。以下同じ ※3 主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法(※1)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第27号)別表の1の項 ・委員会規則(※2)第3条に基づく届出書番号1及び7 ・準ずる法定事務の番号法別表第一第56項及び第67項 ・準ずる法定事務の主務省令(※3)第29条及び第38条 ※1 番号法:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 委員会規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報に関する規則。以下同じ ※3 主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供】 実施しない。</p> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年規則60号)第2条及び第11条第23号 ・委員会規則(※1)第3条に基づく届出書 届出書番号1及び7 ・準ずる法定事務の番号法別表第二第57項及び第67項 ・準ずる法定事務の主務省令(※4)の該当条項 ※4主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための暗番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 	<p>【情報提供】 実施しない。</p> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年規則60号)第2条及び第11条第23号 ・委員会規則(※1)第3条に基づく届出書 届出書番号1及び7 ・準ずる法定事務の番号法別表第二第73項及び第84項 ・準ずる法定事務の主務省令(※4)の該当条項 ※4主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 	事前	